

尾張旭市監査公表第10号

令和8年1月6日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年1月28日付け7こ未第117号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

こども子育て部こども未来課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等）によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされているが、保育園空調設備改修工事の契約の保証について、同整理簿を作成していなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施された。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>契約保証金等の必要な契約について、契約保証金等整理簿を整理した。</p> <p>工事の契約事務に際して、契約保証金の有無や整理簿の作成等を課内の複数職員で確認することで、再発防止に努める。</p>